第五十条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第四十八条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十一項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第七十一条から第七十一条の四までを次のように改める。

（国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条　第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二から第七十一条の四まで　削除

（国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の二十二　第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二十三から第七十一条の二十五まで　削除

（国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の四十三　第七十一条の四十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四十四から第七十一条の四十六まで　削除

第七十一条の六十三から第七十一条の六十六までを次のように改める。

（国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の六十三　第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の六十四から第七十一条の六十六まで　削除

第七十二条の二第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる法人以外の法人　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ　第一号ロに掲げる法人　収入割額及び所得割額の合算額

第七十二条の二の二第六項中「に掲げる法人」を「又は第三号イに掲げる法人」に改め、同条第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで、第七十二条の三十四、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「第三項第一号、第七十二条の二十五第一項、第八項及び第九項、第七十二条の二十六第四項及び第八項から第十項まで、第七十二条の三十四」を「第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項」に改め、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第三項第三号の項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第三項第一号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の七第三項の項中「第七十二条の二十四の七第三項」を「第七十二条の二十四の七第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十五第一項	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号ロに掲げる法人	同号ロに掲げる法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第七十二条の二十五第九項	同項第三号イに掲げる法人	同項第三号イに掲げる法人で固有法人であるもの
	法人	法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第七十二条の二十五第十項	法人	法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

第七十二条の二の二第八項の表に次のように加える。

第七十二条の二十六第八項及び第十項	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの
第七十二条の三十四	法人（	法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含み、

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改める。

第七十二条の十二中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同条各号を次のように改める。

一　付加価値割　各事業年度の付加価値額

二　資本割　各事業年度の資本金等の額

三　所得割　各事業年度の所得

四　収入割　各事業年度の収入金額

第七十二条の十四中「第七十二条の十二第一号イ」を「第七十二条の十二第一号」に改める。

第七十二条の二十一第一項中「第七十二条の十二第一号ロ」を「第七十二条の十二第二号」に改め、同条第二項中「第七十二条の十二第一号ロに規定する」を「第七十二条の十二第二号の」に改める。